

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成29年6月19日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成29年6月19日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 健康福祉部、教育委員会、市民病院

第73号議案	「質疑・討論・採決」
第74号議案	「質疑・討論・採決」
第75号議案	「質疑・討論・採決」
第76号議案	「質疑・討論・採決」
第77号議案	「質疑・討論・採決」
第78号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

(1) 新城市総合体育館建設促進に関する陳情書 「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	山崎祐一	副委員長	小野田直美
委員	浅尾洋平	鈴木達雄	鈴木眞澄
議長	下江洋行		

欠席委員 長田共永

説明のため出席した者

教育部長、健康福祉部長、経営管理部長、こども未来課、福祉介護課、生涯共育課、医事課の副課長職以上の職員

参考人 竹本卯一郎 参考人の補助者 小澤竜史、山本松宏

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 夏目佳子

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。本日は、長田共永委員から欠席届が提出されておりますので報告します。

本日は、16日の本会議において、本委員会に付託されました第73号議案から第78号議案まで、及び議長から送付されました陳情について審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、第73号議案 新城市介護保険条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第73号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第73号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、実際、支給認定をされてない保護者を対象ということで、どのぐらいの方が対象になる予定ですか。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今、御質疑いただいた件なのですが、支給認定はすべてのお子さんに出しております。

ただ支給認定1号認定、2号認定、3号認定という形になっております。

1号認定、おさらいになりますが、1号認定、2号認定は、3歳以上児のお子さんで、保護者が働いている場合が2号認定、働いていない場合が1号認定。3歳未満児が3号認定という形になっておりますが、現在、まずこの認定区分、保護者の状況を見た上で、新城市では保育料は一本化されておりますが、国では1号認定、2号認定、それぞれ保育料の形態が違います。

そうした形で認定区分をした上で、それぞれ認定書を持って、私はどの認定区分ですということ、入園の申し込みをそれぞれの施設にするというのが流れになっております。

ただ介護保険のような形ではございません。親が働いたり働いてないということで、認定の区分がころころ変わるということで、この事務が非常に煩雑になるということが全国的に挙がってるそうです。

そうしたことで認定区分については保護者からの申請がない限りは、支給認定書を出さなくていいというふう今回の条例改正になってるといってございませぬ。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 少し基本的なちょっと確認で質疑させてもらいたいんですが、この第76号議案の理由に、この白子と緑が丘の公民館を分館としての取り扱いをやめるためというふうにあるんですが、この白子と緑が丘の公民館がなぜ新城の中央公民館の分館として機能を失うのかというふうな疑問なんですが、わかったらお伺いしたいと思います。

○山崎祐一委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 平成20年度から実施しております公共施設のあり方に関する検討におきまして、これら集会施設につきましては、それぞれ実態に合わせて、この実態というのが管理も地元、所有も建設も地元というようなことがありましたので、その実態に合わせて、整理していくということが決定されております。

それ以降、5年の間に譲渡する調整が整った公民館から順次、地元のほうに譲渡しているというものでありまして、今回は、この2館について、調整しましたので、譲渡させていただくという、そういう取り扱いのものです。

○山崎祐一委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ありがとうございます。あり方検討の中で、地元に戻るという形の流れで来てるってということなんですけど、ちょっとそもそも、ちょっとお聞きしたいんですけど、調べてみると、中央公民館、本館として、文化会館というふうに書いてあったんですが、この文化会館の分館としての公民館の役割っていうふうに条例の中に書いてあったんですが、これは主にどういった内容をこう担っているものだったんでしょうか。役割はどんなものを担っていたのかということをお伺いしたいんですから、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 櫻本生涯共育課長。

○櫻本泰朗生涯共育課長 この条例上の位置づけであります分館というものにつきましては、市の公民館という位置づけをしていたということになるわけなんですけれども、特別機能上ですね、文化会館の何か分館というような機能は、特には持たせてはありません。あくまでも地区の集会施設という性格のものでありましたので、条例上の表の位置づけというものでこれまで存在していたという、そういう状態のものです。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案 新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 説明のときには、特定のスケートボードというような説明があったと思います。この場所はヘリポートという位置づけをされてる場所という認識でおるんですけども、こういうスポーツがやられる方の、そういう方のちゃんとした担保はされておっての、この設置になっておるのかどうか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 この多目的広場ですが、現在もドクターヘリ等の緊急離着陸の場所になっております。

今回の第3駐車場については、ヘリポートの施設っていうか、離着陸の直接的な場所じゃないんですが、ただ今後こういった第3駐車場が今回こういった舗装広場になって、スケボー等駐車場の方が利用されるということですので今までどおり緊急時にはもちろん周知はさせていただきますし、今までどおりの

機能は満たしておりますので、特に、特別に今回のことで変わることはありませんので、よろしく願いいたします。

○山崎祐一委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 代表的な形で、スケートボードという形であったけど、ほかのスポーツ的なものについては、ほかの方限定してスケボーという形になるんですか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今、若者と言うか、スケボーをやりたい方々の声はやりたい所ということで来てますけど、今回の舗装広場のほうは、スケートボードだけに特化した場所ではないので、家族で来て、一輪車だとか、三輪車の練習をしたりだとか、そういった場にも設けていただけるようになっております。

それとか、今いろいろと二輪自転車のような、子供たちが遊ぶようなこともありますので、今、現実的に芝生広場のほうで競技をやったりとか、そういう楽しんでる子供たちもいますので、まず初期的に練習するような場所として、そういったことでありますので、スケートボード以外でも使っていただきたいと思います。

ただ、スケートボードの団体が計画的に練習だとか、行う場合は、専用ということで、許可申請になります。通常は舗装広場ということで自由に使っていただけるという位置づけになっております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これまで駐車場に一部を舗装広場という形でそう今、一輪車だとかスケートボード、二輪のやつを遊べるようになっていうふうな話だったんですが、これをやろうと思った、この市民から声があったのか、これまでの簡単でいいですので、経過を伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 スケートボードの団体のほうから一部、組織化はしてないんですが、オリンピック種目になっておっです、ね、注目されてるということで、今までも各それぞれ中学校単位の施設等でもスケートボードを見られたと思いますけど、そういったいつもここではやってはいけませんよというような禁止、だめ出しのようなことが多かったんで、一部の個人の方から何とかやれる場所という相談がありましたので、今回、市の教育委員会としてもスポーツ施設の中にどこか取り入れればということで、市のほうの幹部の中で庁内調整をした結果、今回の場所をとということで提供させるために条例改正するもので進めさせていただきました。

○山崎祐一委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、もう1個聞かせていただきたいんですけど、ちょっと自分のイメージの中で、駐車場っていうふうなイメージだったもんですから、今眞澄委員から、ちょっとヘリポートの場所っていうふうな、使う場所っていうことだったもんですから、少しちょっとちぐはぐになっちゃうかもしれないんですけど、この駐車場の一部を広場として改装するということになると、こう今までとめてた車と言うか、駐車場のスペースっていうのが減少するんじゃないかなっていうふうな今、自分の中では思ったんですけど、そういったこう利用者への今までの車の駐車場とめる人たちへの支障っていうのは生じないっていうことか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 この多目的広場には第1から第3まで駐車場がありまして、通常のソフトボールだとか、利用される方については、満車になっておりませんので、ただイベント等です、ね、専用、大きなもの、来る場合は、第3の今度、舗装広場にしたと

ころもバリケードを取って駐車場にすることも可能ということで、イベント等を行うときにも対応できるようにしてありますので、駐車場がもし必要となれば、普通に舗装広場の利用者がいなければ、そういった周知もして駐車場にすることも可能になっておりますので、よろしくお願ひします。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第77号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第77号議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案 新城市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと1点お聞きしたいんですけど、今回、血管外科を標榜する必要があるためということでの一部、条例改正なんです、今の現在、新城市民病院の中にも、綿引先生が院長として中心にやっています血管外科の外来診察科目があるとは思いますが、それと今回の議案の血管外科っていうのは違うのか、関係性がどういったものがあるのかわからないのかっていうのがちょっとわからなかったもんですから、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 豊田医事課長。

○豊田卓孝医事課長 血管外科については、今、浅尾委員がおっしゃられたとおりに、院長が専門であります。

ということで、院長がこの透析関係の科と一緒にになりまして、この処置を今後していくということで、同じ血管外科であります。特に別ではありません。同じ血管外科の中で外来があり、入院があり、手術があり、この透析治療との連携をしていくという中でやっていくものであります。

○山崎祐一委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、今の院長がやる血管外科と同じだよということだと思います。

では、今までも外科の中で綿引院長が血管外科という形で専門にやられていたということですけど、今回はこの条例改正するっていうことは、改めてこう、しっかり血管外科っていう科目をするために一部条例改正をするという形の理解でよろしいでしょうか。伺います。

○山崎祐一委員長 豊田医事課長。

○豊田卓孝医事課長 今回は、4月に透析関係の医師が新たにみえましたので、その医師がこの下肢の末梢動脈の疾患の専門であります。その先生と血管外科専門の先生、それから看護師が共同して治療を行っていくというものでありまして、院長は今までどおり、外来を続けるということと、こちらのほうのチーム医療に参加するっていうような流れになってきます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第78号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第78号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情審査のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時52分

[参考人・補助者入室]

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者、新城市体育協会会長、竹本卯一郎氏から提出されました陳情「新城市総合体育館建設促進に関する陳情書」を議題といたします。

本日は、参考人として、会長、竹本卯一郎さん、出席を得ております。

また、参考人の補助者として、副会長の小澤竜史さん、山本松宏さん、それから事務局長の杉浦吉春さんの出席を許可しております。

この際、委員長から一言申し上げます。

本日は、お忙しい中、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただき、ありがとうございます。委員会を代表して、心からお礼を申し上げます。忌憚のない御意見をいただけるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

そのほか、陳情者の発言がある場合、補助者の発言がある場合は、その都度、委員長の

許可を得てお願いいたしたいと思います。

それでは、竹本参考人、よろしく願います。

○竹本卯一郎参考人 指名いただきました新城市体育協会会長であります竹本卯一郎であります。本日は大変お世話になります。よろしく願います。

実は、今、委員長からお話のありました新城市の体育館の建設促進の依頼ということで陳情をさせていただきました。

新城は今、体育館がございません。これは御存じのとおりでありまして、私たち体育協会という立場上、この体育協会というものは、国のほうの法律によって、文部科学省から新城の教育委員会、その中の一団体として、新城で活動してる団体でございまして、新城のスポーツ行政に対する仕事をこの体育協会が中心になりまして、事業を展開し、新城市のスポーツの発展に尽くしておるといことが現状でございます。

現在、この体育協会の中には、24クラブ、スポーツクラブが加入しております。これ新城のすべてのスポーツクラブが入ってる団体でございまして、国の補助金など、また市の補助金などをいただきまして、活動しとることです。

ここに体育協会の陳情書の中にも書きました。この新城市の体育協会の事業といたしまして、もう20年ほど前から体育館の建設を中西会長さんのところに本格的な設計もいたしまして、杉浦事務局長は存じて、詳しくは知ってると思います。私もその当時の中におりましたものですから、陳情してございましたけども、もう20年たっても、それは採用されなかったということになります。

しかし、現在、私、愛知県の体育協会の理事で、愛知県のほうへ行っておりますが、かなり各地区は真剣なスポーツ行政を行っておりますし、立派な体育館とかスポーツ施設持っております。

しかし、新城には体育館というものはありません。

そういうことで、私たちの立場上、このスポーツを振興するには、体育館初め、スポーツ施設がどうしても必要であるということを感じとるわけでありまして。

特に、私がまた申し上げたいのは、老人クラブの会長をやっところにも市長さんが見えになりましたときにも、何回も新城市の体育館の立派なのをつくっていただきたいということを陳情しておりましたが、たまたまこの市庁舎を建設する段階におきまして、場所の選考委員会、私はそれには参加してなかったんですが、結局いろいろな議論を抱いた挙句、体育館の跡地が最優秀だという御意見になって、体育館を取って、そこに建てることに決まったわけでありまして、その後に新城市市庁舎建設構想会議というのがありまして、その委員として、私が構想会議でやっておりました。1年間いろいろ。そのときに愛知大学の先生が議長で、いろいろ決めておられて、いろんな構想は決められましたが、その中に委員としておりました方も市庁舎反対と言う方もおりましたが、私は最終的段階に、議長さんに現在ある体育館を取り壊すのだったら、既存の体育館なくなるんですから、その代替をつくっていただきたいということを申し上げましたら、議長さんがその旨をつけ加えて、市のほうへ申請しておきましたというお返事をいただいております。

したがって、そのお言葉だけじゃなくして、何といたしましても、新城市において、体育館のみではまことに困るわけで、それに対するサッカーとかスポーツとか、もういろんなものが附随として必要とされますので、私たちの考え方として、このいろいろ検討いたしましたところ、峰野県議さんは先日も今の総合公園にどうだろうということを言われました。それ以前からも言われておりました。そのときにあの方のお話は、津波で田原、豊川

とか、あの辺では大変危険だから、防災対策施設を総合公園につくるという名目で、それを体育館ができるような形にしたらどうかという説明がありまして、先日つくしんぼうスポレク祭があったときも、県議さんがここでつくると思うが、どうだ。あんたたちの意見はどうだと言われましたけども、あそこでは今ある自由広場を例えば建てると、もうほかに広場ありませんよね。だからもうとても地理的に無理な問題であって、それから市民の皆さんの御意見がとてもあそこで大会があったときには、あそこに行くには大変困難だということで、今までいろんな大会をあそこで開いたときには出席率が悪いと。桜淵の広場に比べると3分の2ぐらいになっちゃうという、そういう御意見が各スポーツクラブからの意見が出てるわけでありまして、そういう交通の便とかも考慮をいたしまして、桜淵公園は非常にいいと思います。あそこもいこいの広場は消防のあれにかなり使います。練習とか大会。それから新城祭りの花火の大会、それからさくらまつの駐車場、もういろんな関係で、あの広場を使いまして、皆さんが利用したくても利用する期間が限定されちゃいまして、いい仕事ができない。

それから、陳情書にもお書きさせていただきましたが、室内の大会はもうやる場所がないから、学校の施設を使えというような話が以前ありまして、現在そういう形を取つておられると思いますが、学校の施設を使うと、学校の教育のほうに支障がありまして、なかなか大会が開けないということで、事業は進展しないという悩みがありまして、それぞれの24スポーツクラブの皆さんが非常に苦労しております。

どうしてもそういう意味からいたしまして、新城市のスポーツを発展させるのは、そういう施設が必要であるということから、皆さんといろいろ相談した結果が、この東高校が廃校になるということから、もし廃校になるん

だったらば、そこを活用できるように事前に運動、根回しをしていただきたいという1つの願いがありまして、ここに東高校云々がそこで結論だというわけじゃありません。終わりましたって言うてからでは、もう手おくれになるということでありまして、私たちとしては、県議もいわく、2年後だけでも、まだ1年ぐらい延長して何かに使う可能性があるということも言われておりますが、それでも手を打っていかないと、ほかのほうから何かもっといろんな方の働きで、そちらに優先されたとかということになると、手おくれと、私たちの言葉で言うと、手おくれになっては困ると。

それから、県議さんも総合公園へ建てるのと東高校を運動すると、県議さんが運動する課が違うということから、それじゃあ、あそこでしたら、県の教育課のほうへ私なりにも運動してあげましょうというお返事もいただきましたので、ぜひ議会の皆さんの御理解をいただきまして、その活用ができるように運動していただきたいというのが私たちの陳情でございます。

ということは、体育協会っていうのがそういう新城のスポーツのリーダーとなってやるのが1つの任務でありますので、それと任務を果たすには、施設がないと事が進まない。

そういうことから、ぜひ議会の先生方の御理解をいただきまして、運動を進めていただきたいということでもありますので、大変お忙しい時間に委員会を開いていただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。

ただいま竹本会長からお話がありました。

何か補助者から補助する発言がございますか。

山本補助者。

○山本松宏補助者 よろしくお願ひします。

失礼いたします。副会長を仰せつかっております。

ます山本松宏と申します。

私は、小学校、中学校と体験をしてきました、高校もつい最近まで体験しました。

新城市において、小学校、中学校とも、全国学校体育最優秀賞、これを私のいる間に取りました。ここにおる委員さんもおりますが、舟着小学校においては、子供の体力づくりということで、子供たちには朝御飯を食べなさい。運動をしましょう。早く寝ましょう。そういうことをやりました。これは文部科学省のホームページの中にも入っていたと思いますが、早寝、早起き、朝御飯。これは健康づくりのもとなんです。

なぜかと言うと、年を取ってからそのようなことを始めても、やはりそれまでに培ってきたものが病気、そのようなものにかかりやすいわけですので、若いうちから健康な体をつくるために、文科省のほうも子供の体力づくり推進委員会というのを私が舟着小学校にいるときに始めました。3年間、その運動に取り組ませていただきましたが、子供たちは非常に体力的にも伸びました。

同時に、東京大学の名誉教授の方からですね、学力との相関関係についても考えてみようというようなことを言われました。調べていきましたら、体力の向上と同時に、知能的な指数、これについてもどんどん上がってきたことが認められました。

そのことが大きく評価されて、全国の学校体育最優秀校、全国でも4校だけでした。その中で、小学校では、この舟着小学校がいただいています。

それをもちまして、中学校では、子供体力づくりを真剣に取り組みまして、体力の増進に努めました。小学校、中学校、中学でも4校のうちの1校に千郷中学校が入ることができました。

今、言われているのは、健康寿命を延ばすこと。やはり高齢化社会になっていますので、運動をする場、そういうものがとても必要だ

と思います。

私は、先週の木曜日、金曜日と北海道札幌に行ってまいりました。札幌中央体育館で剣道のけいこに励んできた。私の同期生と一緒にけいこをやったわけですが、あそこでは多くの方々が、若い方もおりましたが、年配の方々も多く、中央体育館の中で一生懸命、汗を流しておりました。平日にもかかわらず、これだけの利用率があるということは、札幌だから当然だと思いますが、やはり私たち新城でも、そのような施設が我々の健康寿命を延ばすものになるのかな、そんな思いがします。

会長が言われたとおり、私たちは市の健康づくりについても考えていかななくてはならないわけですので、皆さんも、もちろん健康寿命を延ばすことは、特に議会の中で考えとっていただけたと思いますが、これからの社会については、より楽しく、生きがいのある生活が送れるような社会、こういうものをつくっていかねばいけないと思います。

私たちも、体育協会として、その一役を担うつもりであります。ぜひとも今、会長がおっしゃったとおり、地域的にも、地理的にも一番動きやすい場所を選んでいただき、また跡地であれば、それが一番いいわけですので、そのようなところに新城市の新体育館をつくっていただけることを強く要望したいと思います。

やはり何と言っても健康が第一ですので、健康寿命を延ばすためには、60歳以上は1万歩歩きなさいとか、そのようなことを言っておられるわけですが、これを何とか私たちも大きく宣伝しながら、体育協会を盛り上げていきたいと思っております。

きょうは、お呼びいただきましてありがとうございました。

○山崎祐一委員長 小澤補助者。

○小澤竜史補助者 失礼いたします。同じく副会長を仰せつかっております、私、グラウ

ンドゴルフの会長をあわせて仰せつかっております、小澤竜史と申します。

私、実は昨日、2級の、これはグラウンドゴルフの関係なんですけれども、普及指導員の研修会がございまして、2級の資格をいただいております。

その中で、やはりまずスポーツというのは、今も山本先生からおっしゃられたとおり、健康寿命というのが非常に大切でありますし、手前みそにはなりますが、グラウンドゴルフが医学的な数値からもですね、非常にそういう健康寿命については、非常に大きく貢献しておるといふ数値が出ておるとの講習を受けてまいりました。

したがって、これは私たちはたまたま屋根のないところで活動はしておりますが、スポーツをやるということについては、やはり市民の健康を非常に養成していくということになりますので、より市民の集まりやすい場所、集まりやすい環境で、そういったところを市民の方々が体験できれば、より一層、健康というものが前面に映し出されてくるのではないかなということを思いますので、そういった点もぜひ加味をしていただいて、御判断いただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○山崎祐一委員長 以上で、参考人からの説明・意見が終わりました。

最初に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げておきますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては、質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点ほど伺いたいと思っておりますけれども、1つは、会長さんのお話の中でありました、今回の陳情に係る総合、仮称であ

りますけれども、新城市民総合体育館。屋外スポーツ施設も含んでというようなお話がありましたけれども、そうしますとグラウンドであったり、先ほどのグラウンドゴルフの話であったりってということですけども、そういった屋外施設も含んだ、いわゆる敷地をすべて使いたいというような、そういう内容を含むということで見てもよろしいのでしょうか。

それと、庁舎に関して、市民体育館が壊されたわけですけど、そのときに、また要望されたということでもありますけれども、それ以前にですね、平成11年から体育館をということで要望されてきたということですが、そのときの内容、私が実は把握してないんですが、わかりましたら、いわゆる単体の体育館をという話だったのか、総合的なスポーツ施設をという話、要望だったのかということなんですけれども、その2点について伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 今お話のありましたスポーツの拡大施設と言うか、先ほど私、申し上げましたけれども、グラウンドというのが新城にはないんですよ。桜淵いこいの広場は運動公園として、すべてのスポーツをやっておりますが、先ほど申し上げました消防で使う期間も大変長くて、利用価値が少ない。

それから、新城の祭りでも、花火会場に使っちゃう。

それから、花火大会には駐車場を使うという、せつかくの広場を使う期間が非常に短いということ。

それから、私たちの24スポーツクラブの中に、すべてサッカーでも剣道でもバスケットでも野球でも、皆、入っ取るわけでありまして、その方たちも使っていくには、そういった広大な施設を持ったところじゃないと、非常に体育館をどこかほかにも場所があるじゃないかと、言って、そこへ体育館だけを建てとくんでは、体育スポーツ施設として、非常に利用価値が

私たちにとっては非常に少ないわけでありますので、例えば東高校ですと、もうそのままあげば、すべて野球でもサッカーでも、それから体育館でもバスケットでも、もうすべてのスポーツがあそこで利用できて、非常に便利ではないかと。新しくそういう施設、私たちもスポーツ体育、県の体育理事でもやっております、ほぼ、それからゲートボールのほうの役員もやっております、どこの市行っても立派な体育館と運動施設がついております。

けども、何回聞かれても、新城は現在ありませんというようなことが非常に辛いということと、スポーツの振興に役立たないということが大きな原因でありますので、いろいろ皆さんと相談した結果、例えば東高校でしたら、すべていろんな条件が整うではないかという、またスポーツは、それだけのものがないと、スポーツ振興はできない。何も陸上競技だけで終わるとか、剣道だけで終わるとかというもんでありませんもんですから、山本副会長が先ほど申し上げました、すべてのスポーツの健康促進にも、すべてが必要であるという。たまたまあそこはプールまでは行かないかもわかりません。プールはないね。行かないかもわかりませんけど。

けれども、非常に私たちにとって有利な場所ではないかなというふうな判断しております。

それから、体育館の、私がたまたま先ほど言ったのは、建設構想会議のときにそれが条件に、どこかにつくっていただきたいという条件を入れていただいたということ、議長さんに言って。

それから、それ以前の20年前に中西さんが体育会長で構想を立てて、市のほうに図面までつけて陳情したという、その件は私も知ってますが、詳しくは杉浦事務局長が詳しく知ってますので、杉浦事務局長からちょっと説明させていただきたいと思いますが、よろしいですかね。よろしく願います。

○山崎祐一委員長 杉浦補助者。

○杉浦吉春補助者 事務局の杉浦と申します。今、御質疑のあったことですが。

平成11年から平成11年、平成12年、平成13年、平成14年に、多分6月ごろだったと思います。記憶をたどるので不確かなところがあるかもわかりませんが、平成14年6月に市のほうへ研究の報告書という形で提出させていただいたと思います。

初めは、体育指導員が中心になって、総合体育館の建設についての研究ということで、どういう体育館がいいだろうかっていうことを研究するというので、1年間、体育指導員が中心に、行政が中心って言うのか、スポーツ課、あの時分スポーツ課って言っちゃったか、体育係って言っちゃったか、わかりませんが、多分、世古さんが課長をやってみえるころだったかなと思います。あのころに研究を体育指導員が初めにやりました。それを引き継ぐ形で、一般の方、体育指導員、それから体育協会、それから土木の関係の方、それから設計士、建築設計士の方も含めて、30人ぐらいの委員だったと思いますが、やりました。研究をして、ドーム型の体育館がいいのか、あるいはもう屋内に普通の体育館がいいのかというようなことも含めて、伊豆とか、あるいは小松の辺とか。体育館については、同じぐらいの人口の甚目寺の体育館とか、いろんな体育館を見学させていただきました。

それから、市のほうでは、それに先立って、市民アンケートを多分やられたと思います。何ページか、厚い、分析をした、業者がやったと思いますが、その結果も含めて、どういう体育館がいいだろうかっていうことで研究をさせていただいて、最後は、報告書の形は設計士の方が設計をして、総合体育館ということで、体力づくりの施設も含め、競技だけじゃなくて、体力づくりのいろんな施設も含めて、市民が利用できる体育館を、こんな体育館はどうだろうかということで提出していた

だいただと思います。これは多分、市のほうで、スポーツ課かどっかに保管してみえるように聞いておりますので、それを見ればはつきりすると思いますが、ざっとそんな経過で、研究の報告書という形でやらさせていただきました。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 先ほどの会長さんのお話の中に、県議さんのお話も出ておりましたけども、いわゆるこの高校のこれからの統合計画、平成33年にひとまず完成と言うか、新しい学校にということだと思いますけど、学校敷地をどうするっていう話は、特に具体的な話を県とか、県議さんも含めて、それはされたことはございますか。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 済みません、先取りしているような話で、まだ廃校にならないうちから、こんなこと言うのはおこがましいところがあるかもわかりませんが、私たちとしては、学校のほうは市のほうの議会から市政のほうで、それを考えといていただいて、手を打っていただきたいということが望みでありまして、私たちがどうする、こうするっていう問題ではないものですから、陳情してる。

先ほど申し上げましたけども、このスポーツ行政の仕組みというのが、文部科学省が設置しとる国家行政組織法というもので、スポーツ振興法のもとで、この進められてきとるものでありまして、我が国の体育スポーツ振興体制、文部科学大臣があつて、体育局があつて、生涯スポーツ課、体育課とかという組織がありまして、それに基づきまして、ずっと組織ができております。

この文部科学大臣の下に体育局があつて、体育課とか生涯スポーツ課、一団体のスポーツ施設があつて、その下にずっと県にきて、

知事の許可を得て、県の教育委員会を経て、それから新城の市長さんを経て教育委員会、その中の一環として、スポーツ振興審議会っていうものがございまして、その中の体育協会っていうのが現在までの組織でありまして、これから世界大会とか、アジア大会とか、オリンピックとかということで、体育協会ではちょっと名前が小さいからスポーツ課にしたほうがいいじゃないかという声もあるようで、そういう名称も変わるかわかりませんが、そういうふうに進めて、先へ進んでおるような現在、スポーツっていうのは非常に振興しておりますものですから、どうしても新城でもそれに合わせていくには、今、言う学校の話は体育協会が云々は申し上げるわけではありませんものですから、たまたま東高校が廃校になるということから、私たちでは早く議会の先生に動いていただいたほうがよろしいということで、陳情させていただいたものですから、そういうことを御理解いただけたらと思います。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。忙しいところ。

私自身も、本当に体育館がなくなってしまって、新城市がこの東三河でも市立の体育館がないということにすごく心は痛めておりました。

あと、皆さんがおっしゃっている健康寿命を向上、市民の人たちが元気にスポーツに親しんでもらって健康になるということっていうのは、本当に公務員とか、私たち議員にも課せられた同じ共通の問題だなというふうに思っ、お聞かせいただいたんですが、皆さんのお話を聞いた中で、東高校の跡地をということなんですが、こう具体的にどの場所とどの場所をこう使って、全体をこう使うのかとか、そういったこう具体的な話っていうわ

けではなくて、今後の話し合いの中で、こういう声があるんだと。それを県に伝えてほしいっていうふうな趣旨なのか、そこら辺がこう、もう少し具体的に何か補足で、また教えていただければと思って、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 ただいまのお言葉でありますけれども、私たちとしては、すべての条件がそろるのが理想でございます。それには、東高校には、何回も申し上げますが、すべての学校教育の中で整ってることとありますので、スポーツ振興にも即役立つということを考えたわけでありまして、まだまだ2年も先のことって言われるかもわかりませんが、一番理想などことから、ぜひ動いていただきたいというのが希望であります。

何回も申し上げますが、総合公園では、県議さんもよくわかったというふうに言われておりまして、教育課のほうへ話を進めてやるわって言われたもんですから、ちょうどそこに議長さんもお見えになりました。そこにも県議さんもお見えになりました、私もぜひこの体育行政に対する御協力をということもお願いをしたわけでありまして、愛知県の体育協会の理事会へ私も行っておりますけれども、県でも、アジア大会も招致したいとか、いろいろで、このスポーツ指導者養成っていうことをこしは力を入れると言っております、そうするには、やはり新城でもそういう施設も整っていかないと、そういう方向づけができんではないかなという考え方もありますので、かなり県でも大きな予算で、こしの行政、今度28日に県の理事会がありまして、そこで正式に今年度の事業を決定されます。私もそこへ出席するようにしてありますけれども。

そんなようなことから、できる限りは整ったところが理想ということとありますので、何が何でもすべてがどうのというわけでありま

せんが、理想として、非常に適任だろうという考え方が現在のところとありますので、御理解をいただきたいと思います。よろしく願います。

○山崎祐一委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

それでは、皆さんは、今の東高校の跡地があれば、非常にどんな団体でもこう対応できるような総合な、総合的な体育施設があるというふうに、理想な場所だということでおっしゃったと思います。それはこういうイメージでよろしいんですか。高校の体育館があります。野球ができるグラウンドがあって、あとプールもあるかと思えます。そういった高校生たちがスポーツをたしなむ場所がもう整備をもうほぼされているという場所、そこがいろいろな修繕あるかもしれないですけど、それを利活用すれば、あと市民は利用しやすいというふうなイメージっていう形でよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 今、言われたとおり、私たちはそういう考え方のもとでお願いしとるということとありますが、中には体育館をどっかほかに場所があるで、ほかへ建てたらどうだっていう人、言われた方、話もあるようですが、体育館だけ建てた分では、新城のスポーツ振興が役立ちません。どっか新しいところへ体育館と運動施設を全部そろえると言ったら、広大な土地が必要になるし、費用も大きなことになって、実現が困難ではないかという、それ私らの小さい考えかもわかりませんが、そういう考え方から、ああいうふうにすべてが整った、要するに学校教育で使ったところですから、すべての条件がそろるとというのが現実だと思えますもんですから、それを新城の体育施設として、スポーツ振興を国の振興法にのっとって仕事をやるっていうには、一番理想だろうという、そういうのが私たち体育協会の考え方とありますの

で、よろしくお願ひします。

○山崎祐一委員長 ほかに。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 議会としては、市民福祉向上のために、できたら跡地を使わせていただきたいと。厚生文教委員の立場としては、福祉というくくりの中で使わせていただきたいという思いはあるんですけど、その中で、あの体育協会の方々も跡地をですね、体育という、そこに特化して使いたいというような思いがあられる。

そして、現在ではですね、まだ在校生もいる状態で、県の方針、市の方針も示されていない今だからこそ、そこに照準を合わせて、ぜひ議会も一緒に動いていただきたいという思いがあるわけだと思いますけど、いかがでしょうか。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 もちろん先ほどから申し上げます、廃校が2年後、県議に言わせると、また1年ぐらひは使うでしょうというようなお話がこないだありましたもんですから、それは先の話ですけど、先の話は今、動かないと困難であるということと、ではほかにそういうところがこの1年、2年で確保できてつくっていただける可能性は、大変、私ら素人で考えて、困難じゃないかなというのが1つの見方であります。

それから、私、何回も申し上げますが、市庁舎建設構想会議でも、そういう条件が、既存の体育館を取ったら、その代替をほかに確保してもらおうという議長さんの添付で市長のほうへ申請書を出しとるということもありますもんですから、なるべくならそういうことを踏まえて、早く物事を進めていただきたいということでありまして、もう2年後でも3年後でも、あそこが可能なら大変最高な、100%条件が私たちのかなうんじゃないかという、そういうことでもありますもんですから、そんな2年、3年でも待ちますもんですから、

しかし運動だけはもう動いていただきたいということでもあります。

○山崎祐一委員長 補助者の発言はいいですか。

ほかに質疑はありますか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 いただいたですね、陳情書の太字で書いてありますが、細かいことですけど、最後のほうにですね、新城市民総合体育館（仮称）を建設してくださいということは、今ある体育館を壊して、新しく建ててくださいということですね。

○山崎祐一委員長 竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 これは、実際は本音ではありますが、とりあえずはあそこが許していただけたら建設ができるまで、5年、10年か、わかりませんが、あそこで活用させていただいて、できたら市のほうでそういう行政上、可能になった段階で、この実現していただきたいという意味でやっておりますもんですから、その点は一つ御了承いただきたいと思ひます。

○山崎祐一委員長 山本補助者。

○山本松宏補助者 座ったままお話をさせていただきます。申しわけありません。

ただいまのことについて、少し補足させていただきます。

今ある体育館は30年がたちました。かなり老朽化しました。私も県の大会等、あそこへ行かせていただき、使わせていただきました。東三河の剣道大会、高校の剣道大会も、あそこを会場に2年に1回行われております。

やはり公立高校の体育館ですが、若干、剣道の場合は4面取れるわけですが、バスケットを2面取るためには、正式な競技が確かできなかったかと思ひます。2面取るということは、とても大きな施設が必要なわけですので、やはり市の中でも、県レベルの大会ができるような体育館施設を市で持っていただくと、子供たちが本物、生で見れる機会がで

きるのかなと、そんな思いがします。

私が現職のときに、新城市の総合公園へ県の駅伝大会を初めてこちらへ持ってくることができました。やはり500人から600人の観客が来て、本物の駅伝の選手たちが走るわけですので、地域の中学生、小学生は、大いに参考になったと思います。それ以後、県大会へ出場するチームも新城市の中ではふえてきたように思います。

残念ながら、数年前、ほかの施設へ行きましたが、またことし県大会が新城総合公園へ戻ってくるということを知りました。私にとってとてもうれしいことですが、やはりそのような規模の大会ができるような施設を、立派過ぎなくても結構ですが、持っていただくと嬉しいなど。市民の誇りにもなり、使い勝手もよくなるのではないかと思います。

今の体育館については、やや使うほうとしてはですね、不便さを感じることもあります。これは、ここに書いてあるのは、最終的な目標でありますので、まずは施設を誘致してほしいと。市でもらってほしいということが本音であります。

以上であります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 大変、竹本会長さん中心に、御努力をされて、市民の切実な思いを語っていただいたと思うんです。新庁舎を建設するために代替措置も考えるという方向も出てるわけですが、委員会としても、いろんな予算要望も、今までもしております。動きがないわけではないと思います。

また、強いそういう意思是、やっぱり表明していくことが大事なというふうに思うんですけど、現実、中学校なんかをちょっと見ると、30キロ遠足をやめちゃったり、高校も50キロ遠足をやめちゃったり、ちょっと何となく寂しい思いを、健康づくりでやっとなるの

か、本来の姿じゃないのかな、そういうことも学校の校長先生の考え方で、そういうのをやめてしまうという、何が要因なのか、よくわからんですけども、ちっちゃいころからそういう運動に親しむことも、やっぱり1つの要因として、高齢者だけじゃなくて、そういう若い世代も、やっぱりやっていくっていうことは、こういう立派な施設っていうのは、私も同感でありますし、そういう施設が欲しいっていうのは願望するわけですが、そういう中で、みんなの心を一つみんなを出していくっていうことが大事な事かなというふうに思うんですけども。

そういうイメージを私は持ってるんですけど、確認なんですけど、そういうイメージでいいでしょうかね。そういう現実もあるということも現場では起こってるわけです。小中学校の現場では。

ただ、つくったけども、利用する人がいないという、ただ一部の人だけでただつくってほしいというだけじゃなくて、そういうものが現実に、そういうところまでやって、声を聞かれた中でこういうのが出てきたのかなと、そういうことで理解していいですかね。

○山崎祐一委員長 竹本参考人に、一応、挙手をしてから発言をお願いします。

竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 ただいまお話のありました、私を初め、副会長全員が今、鈴木委員の言われたような気持ちを皆、持つとる方で、またそういう考え方から、特にこう、ことし急に動き出した。

それから、先ほど申し上げました建設構想会議でも、鈴木委員も確かお見えになったと思いますが、最後に私はそれを申し上げたのを承知されとると思います。体育館建設を、既存の施設を取り壊すんだからっていうふうにもお願いもしてあるということでもありますので、市庁舎が云々とか言うじゃなくして、私たちとしては、なくなった体育館をどうして

も復活していただきたいそれだけ今、私たちが申し上げる条件を全部と言ったら、大変な用地と莫大な費用もかかるんじゃないかという、とりあえず東高校をもしそういうふうに確保していただけたら最高で、その間また何十年か知りませんが、予算をつくっていただいて、またすばらしいをつくっていただきたいという、そういうのが希望でございますので、まだ当時、鈴木委員も厚生文教委員長で、確か一緒だったと思いますが、一つぜひ御理解いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

1点よろしいですか。

今、伺っていると、全敷地、全建物を例えば体育協会のほうで管理する、運営するということは、できるんですか。そういうお考えまであるんですか。

竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 体育協会は、国、県、市の補助をいただいて運営しとるわけでありまして、ただ互助会というものの何がしかの予算があるので、それを何か自分たちの施設に役立てる機会があれば、そうしてでも協力したいと言うか、努力したいというね、そういうことで、互助会のほうの会長は山本さんがやっておりますけれども、体育協会としても、できるだけの応援はしなきゃまずいだろうとは考えております。

○山崎祐一委員長 ということは、体育協会として管理運営をこう任されれば、全部やれる、やるだけのこう計画と言うか、陣容があるのかなのか、その辺です。

ただ、基本的に体育館、施設を借りて、体育館を中心に、現行のものを使いながら、将来的には建てかえてってということなのか、全施設をですね、借り受けて、自分たちで管理運営していけるという、地域のそういうスポーツ型のものがあったり、例えば企業の支援

を得るとか、いろんなやり方が出てくるとは思うんですけども、その辺の協議はされたんですか。

竹本参考人。

○竹本卯一郎参考人 体育館と言うよりも、体育施設の管理運営が体育協会と違っていう、そういう考え方とか、そういう話し合いは進めておりませんもんですから、例えば払い下げをいただくに必要な予算の何がしかの補助をせなきゃならんかなとかというようなことがあれば、考えなきゃいけないという、そういう言葉は申し上げておりますが、管理運営ということが体育協会では、現在の組織では困難じゃないかと思っておりますけれども、それはその後の話し合いで、まずはこの陳情書に動いていただきたいということだけで今、申し上げるとして、まことに申しわけございませんが、そんな考えであります。

○山崎祐一委員長 山本補助者。

○山本松宏補助者 山本でございます。申しわけございません。補足をさせていただきます。

会長のほうから、一度そのようなお話を伺ったことが、体育協会の話し合いの中でありまして。まだ我々の中だけでは到底できないなというようなお話を伺ったと思っております。

私も、若かりしころ、県の教育委員会、学校体育担当、社会体育担当をやっておりました。

ですから、社会体育のほうでいろんな体育館へ行かせていただきました。豊橋体育館、岡崎体育館、名古屋市のいろんな体育館行かせていただき、すべてそこらは、あのころはスポーツ課が管理しておりました。今でも、豊川の体育館でも、スポーツ課が管理をしているかと思っております。

スポーツ課の中に体育協会が確か、体育館の中に入っていたかと思っております。

そのような市の体系が組まれていたかのようには思われます。

私たち、この新都市の体育協会は、まだまだ若いですし、未熟なものですので、大きな体育館を私たちだけのもので管理することは、到底、今のところ無理かなと、そんなふうに思います。市の方々の、スポーツ課の方々の力をかりながら、そこでともに、共育ではないですが、ともに働き合って、市民の健康づくりに尽くしていければと、そんなことを思っております。会長とも一度、そのようなお話をしたことを覚えております。

以上でございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

本日は、ありがとうございました。

この際、しばらく休憩といたします。

[参考人、補助者退出]

休憩 午後2時44分

再開 午後3時35分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 新都市総合体育館建設促進に関する陳情について、趣旨採択の討論をいたします。

スポーツを通じての健康増進、市民を交えてのスポーツにかかわることは、自身もそのとおりだと認識をしておるわけです。

そのために、1カ所でスポーツができる場所については、早期に対応できる総合体育館は必要と感じますが、今回の陳情の中で、県立高等学校閉校後の跡地にという、総合体育館を建設してほしいとの陳情の、それもあ

る程度は認識をするものですが、現在、生徒が通っておったり、現在の新城高校のあそこのグラウンドを利用するっていうようなことも聞いておる中で、東高校の今後の計画が示された中で状況の中ですので、本陳情は趣旨採択すべきと判断をさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ただいま鈴木眞澄委員から、趣旨採択でという討論がございました。

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、採決に入ります。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

趣旨採択に賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 ありがとうございました。起立多数と認めます。

よって、この陳情の扱いについては、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会に付託及び送付されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

この際、委員長からお諮りいたします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一